平成25年

第2回市議会定例会 議案第18号

和解について

平成24年12月18日議決により売却した土地における埋設物の存在により、当該土地の利用価値が低下し、および売却の相手方に費用負担が生じた件について、次のとおり和解する。

平成25年6月12日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 和解の内容

- (1) 市は、北冷蔵株式会社に対し、売却した土地の売買代金のうち当該土地の利用価値の低下分に相当する金額について、売買土地の利用価値低下相当額の支払に関する仮契約書に定める13,602,330円を平成25年7月末日までに支払う。
- (2) 市は、北冷蔵株式会社に対し、埋設物の存在により費用負担が生じたことを認め、15、057、000円を平成25年7月末日までに支払う。
- (3) 市と北冷蔵株式会社とは、本件に関し、本和解仮契約書に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 和解の相手方

函館市弁天町29番6号

北冷蔵株式会社

代表取締役社長 西 川 昭 彦

3 事件の概要

市は、北冷蔵株式会社に函館港港町ふ頭港湾関連用地を分譲するため、平成24年12月に同社と売買契約を締結した。

売却した土地に隣接する土地において, 当該用地を造成する際に使

用した仮護岸が埋設されていることが判明したことから,同社に確認 したところ,同社が冷蔵倉庫を建設するために行った地質調査により, 売却した土地においても埋設物が存在し,建設の支障となることが判 明した。

このことによって、同社は、倉庫の基礎工事の施工方法を変更せざるを得ない状況となったものである。

その後,市は不動産鑑定士に調査を依頼し,土地の利用価値低下相 当額を算定するとともに,同社の設計図書等を確認し,埋設物の存在 による費用負担が同社に生じたことを確認した。

(根拠規定)

地方自治法第96条第1項第12号および第13号